令和4年度における公文書の管理状況について

はじめに

平成29年7月1日、情報公開の基盤である公文書の適正な管理を図ることを目的として、 東京都公文書等の管理に関する条例(平成29年東京都条例第39号。以下「条例」という。) が施行された。

条例第 13 条において、各実施機関は公文書の管理状況について知事に報告し、知事は毎年度、その概要を公表することとしている。

これは、都政の透明性を確保するとともに、公表に向けた点検、報告等の一連のプロセスを経ることで、各実施機関のチェック機能を働かせ、適正な公文書管理を推進することを目的とするものである。

本資料は、令和4年度における管理状況について、各実施機関から報告を受け、概要を取りまとめたものである。

1 対象機関

条例第2条第1項に掲げる以下の実施機関

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、 収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公 営企業管理者(交通局長、水道局長及び下水道局長)、警視総監、消防総監及び東京都が 設立した地方独立行政法人(東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター及び東 京都健康長寿医療センター、東京都立病院機構)

2 対象期間

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の状況 時点を問うものは、令和4年度末(令和5年3月31日)時点の状況

3 公文書の件数について

(1) 公文書の保有件数

実施機関は、政策の形成過程及びその実施について、公文書を適正に作成し、及び管理しなければならないとされている(条例第3条)。また、実施機関は、その責務を果たすため、事案を決定するに当たっては、極めて軽易な事案を除き、文書(電磁的記録を含む。)によりこれを行わなければならないとされている(条例第6条第1項)。

都の実施機関が、令和4年度末時点で保有する公文書の件数は、全実施機関(公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。)の合計で5,960,873件であり、令和3年度末時点と比べると77,118件(1.3%)増加した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別					
川守	什奴	1年	3年	5年	10年	30年	その他
政策企画局	29,485	9,727	7,121	10,637	585	1,034	381
子供政策連携室	1,032	449	290	220	25	10	38
スタートアップ・国際金融都市戦略室	3,432	551	898	1,910	9	51	13
総務局	240,007	48,931	63,613	94,503	10,814	17,056	5,090
財務局	73,463	11,691	20,853	21,291	6,445	12,305	878
デジタルサービス局	19,246	7,637	6,345	4,718	32	302	212
主税局	237,298	39,005	60,378	68,209	6,530	1,681	61,495
生活文化スポーツ局	123,662	25,501	36,424	49,646	1,677	9,251	1,163
都市整備局	173,271	29,637	40,161	42,181	46,114	13,721	1,457
住宅政策本部	78,600	15,644	21,319	33,533	5,757	1,914	433
環境局	87,325	21,159	28,395	32,783	3,756	845	387
福祉保健局	913,557	186,416	281,168	332,275	29,851	68,265	15,582
産業労働局	309,644	59,344	80,013	139,478	6,337	2,023	22,449
中央卸売市場	70,928	25,479	28,626	15,297	969	402	155
建設局	404,350	51,440	125,675	105,667	47,072	72,956	1,540
港湾局	88,401	19,104	41,635	18,531	1,762	5,677	1,692
会計管理局	20,656	3,758	3,474	10,142	2,988	182	112
交通局	101,236	23,261	38,789	19,252	9,988	9,193	753
水道局	300,742	30,211	15,997	40,149	38,364	71,480	104,541
下水道局	391,717	36,954	24,614	112,495	50,465	154,281	12,908
教育庁	2,223,056	751,786	673,704	661,742	15,258	44,930	75,636
選挙管理委員会事務局	8,808	2,015	1,953	1,935	402	1,052	1,451
人事委員会事務局	12,211	2,334	1,328	2,150	230	6,020	149
監査事務局	6,275	1,977	695	2,043	1,325	128	107
労働委員会事務局	6,762	2,066	1,092	1,865	38	1,684	17
収用委員会事務局	35,709	4,859	551	1,278	93	28,917	11
令和4年度 計	5,960,873	1,410,936	1,605,111	1,823,930	286,886	525,360	308,650
(参考) 令和3年度 計	5,883,755	1,373,736	1,636,446	1,750,532	276,959	503,386	342,696
(参考) 増減数	77,118	37,200	△ 31,335	73,398	9,927	21,974	△ 34,046
(参考) 増減率(%)	1.3	2.7	△ 1.9	4.2	3.6	4.4	△ 9.9

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のと おり。
 - 2 年度をまたいで決定した場合等におけるシステム処理の都合上、令和3年度末時点の保有件数に 令和4年度中の作成・取得件数及び廃棄件数を差引きした件数と、令和3年度末時点の保有件数 は、必ずしも一致しない。
 - 3 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は 主税局の内数としている。
 - 4 組織別の数値は、令和5年4月1日時点の局等に合わせて表示している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	46 ファイル
警視庁	474,709 ファイル
東京消防庁	929,287 件
東京都公立大学法人	80,254 件
東京都立産業技術研究センター	17,138 件
東京都健康長寿医療センター	63,557 件
東京都立病院機構	21,491 件

- (注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。
 - 2 地方独立行政法人(東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター、東京都健康長寿医療センター及び東京都立病院機構)については、条例制定年度である平成29年度以降の作成・取得分における保有件数としている。

(2) 公文書の作成・取得件数

実施機関が、令和4年度に新規に作成又は取得した公文書の件数は、全実施機関(公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。)の合計で、1,150,240件であり、令和3年度と比べると2,730件(0.2%)減少した。

組織別・保存期間及び保存期間満了後の措置別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別						保存期間満	了後の措置
川守	什奴	1年	3年	5年	10年	30年	その他	移管	廃棄
政策企画局	7,360	3,425	1,481	2,242	73	25	114	87	7,273
子供政策連携室	940	419	263	201	19	10	28	4	936
スタートアップ・国際金融都市戦略室	1,135	257	190	684	0	0	4	15	1,120
総務局	52,817	18,319	11,768	19,790	1,471	869	600	993	51,824
財務局	14,366	5,003	4,060	4,371	479	336	117	448	13,918
デジタルサービス局	5,619	2,728	1,249	1,606	7	29	0	34	5,585
主税局	53,767	18,583	14,087	10,929	1,047	87	9,034	368	53,399
生活文化スポーツ局	26,437	9,682	8,221	8,146	109	195	84	395	26,042
都市整備局	26,310	9,916	6,207	7,726	1,767	608	86	552	25,758
住宅政策本部	15,422	5,876	4,002	5,102	280	89	73	144	15,278
環境局	22,487	7,791	7,143	7,259	124	59	111	269	22,218
福祉保健局	171,318	57,319	57,293	49,815	2,565	2,939	1,387	3,115	168,203
産業労働局	70,905	22,766	16,015	26,343	327	71	5,383	232	70,673
中央卸売市場	16,604	8,368	5,346	2,783	92	10	5	49	16,555
建設局	67,359	19,323	20,544	20,786	3,639	2,811	256	2,813	64,546
港湾局	17,364	5,942	7,952	2,910	87	117	356	120	17,244
会計管理局	4,322	1,449	728	1,471	651	6	17	61	4,261
交通局	22,359	8,880	8,180	3,624	1,039	454	182	161	22,198
水道局	42,361	12,916	3,930	5,384	7,305	3,124	9,702	2,281	40,080
下水道局	51,313	14,065	6,088	17,860	3,697	7,801	1,802	965	50,348
教育庁	450,528	211,873	121,790	98,080	1,123	2,338	15,324	1,687	448,841
選挙管理委員会事務局	1,701	724	387	390	25	31	144	58	1,643
人事委員会事務局	2,143	963	220	543	22	351	44	191	1,952
監査事務局	1,480	744	155	430	113	11	27	15	1,465
労働委員会事務局	1,704	868	339	414	3	75	5	73	1,631
収用委員会事務局	2,119	1,599	124	260	10	126	0	97	2,022
令和4年度 計	1,150,240	449,798	307,762	299,149	26,074	22,572	44,885	15,227	1,135,013
(参考) 令和3年度 計	1,152,970	450,344	306,253	303,470	26,859	22,890	43,154	15,934	1,137,036
(参考) 増減数	△ 2,730	△ 546	1,509	△ 4,321	△ 785	△ 318	1,731	△ 707	△ 2,023
(参考) 増減率(%)	△ 0.2	△ 0.1	0.5	△ 1.4	△ 2.9	△ 1.4	4.0	△ 4.4	△ 0.2

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。
 - 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主 税局の内数としている。
 - 3 組織別の数値は、令和5年4月1日時点の局等に合わせて表示している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	13 ファイル
警視庁	131,997 ファイル
東京消防庁	286,347 件
東京都公立大学法人	22,826 件
東京都立産業技術研究センター	4,356 件
東京都健康長寿医療センター	11,273 件
東京都立病院機構	21,491 件

- (注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。
 - 2 東京都病院機構については、設立の令和4年7月以降の作成・取得分における保有件数としている。

(3) 公文書の廃棄件数

実施機関が、令和4年度に廃棄した公文書の件数は、全実施機関(公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。)の合計で、1,062,767件であり、令和3年度と比べると46,500件(4.6%)増加した。

組織別・保存期間別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数	保存期間別				
川守	什奴	1年	3年	5年	10年	その他
政策企画局	7,371	3,803	1,605	831	7	1,125
子供政策連携室	9	9	0	0	0	0
スタートアップ・国際金融都市戦略室	622	215	239	101	0	67
総務局	60,812	24,858	18,037	12,997	1,329	3,591
財務局	13,936	5,556	4,931	2,250	302	897
デジタルサービス局	1,761	1,285	370	43	0	63
主税局	50,717	17,650	14,864	9,151	311	8,741
生活文化スポーツ局	24,640	10,650	8,216	4,536	87	1,151
都市整備局	20,703	8,439	6,111	4,282	697	1,174
住宅政策本部	12,197	4,719	3,577	2,846	134	921
環境局	15,140	6,120	5,833	2,599	350	238
福祉保健局	206,103	69,854	69,013	59,019	2,439	5,778
産業労働局	69,253	22,879	18,963	13,446	697	13,268
中央卸売市場	18,088	11,193	4,983	1,604	36	272
建設局	65,863	17,179	34,633	10,071	2,816	1,164
港湾局	19,461	6,720	10,150	2,034	67	490
会計管理局	2,091	1,160	494	336	4	97
交通局	16,232	5,878	7,171	2,036	686	461
水道局	49,332	16,252	5,289	6,829	1,474	19,488
下水道局	42,021	14,113	4,773	17,516	3,884	1,735
教育庁	359,548	160,866	114,725	66,642	1,454	15,861
選挙管理委員会事務局	1,757	714	349	344	15	335
人事委員会事務局	1,635	1,008	308	152	10	157
監査事務局	1,323	743	222	237	21	100
労働委員会事務局	1,326	1,078	144	78	2	24
収用委員会事務局	826	493	142	148	7	36
令和4年度 計	1,062,767	413,434	335,142	220,128	16,829	77,234
(参考) 令和3年度 計	1,016,267	407,345	319,457	193,179	18,279	78,007
(参考) 増減数	46,500	6,089	15,685	26,949	△ 1,450	△ 773
(参考) 増減率(%)	4.6	1.5	4.9	14.0	△ 7.9	△ 1.0

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。
 - 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税 局の内数としている。
 - 3 組織別の数値は、令和4年4月1日時点の局等に合わせて表示している。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等			
公安委員会	11	ファイル		
警視庁	120,466	ファイル		
東京消防庁	234,332	件		
東京都公立大学法人	20,152	件		
東京都立産業技術研究センター	2,107	件		
東京都健康長寿医療センター	13,833	件		
東京都病院機構	0	件		

- (注) 1 各実施機関の文書管理システム等における件数又はファイル数。公安委員会及び警視庁においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。
 - 2 地方独立行政法人(東京都公立大学法人、東京都立産業技術研究センター及び東京都健康長寿医療センター)については、条例制定年度である平成29年度以降の作成・取得分における廃棄件数としている。
 - 3 東京都病院機構については、設立の令和4年7月以降の作成・取得分における保有件数としている。

上記のうち、重要な公文書については、局の庶務主管課長の承認を得る等、厳格な手 続により廃棄を行っている。「重要な公文書」については、各実施機関において以下の ような公文書を対象としている。

<例>

- ・ 決定権者が部長以上の職にあり、かつ、保存期間が5年以上の起案文書(知事 部局等)
- ・ 条例案及び規則案の原議の写し(公安委員会、警視庁)

令和4年度に廃棄した重要な公文書の件数は、全実施機関(公安委員会、警視庁、東京消防庁及び地方独立行政法人を除く。)の合計で、69,853件であった。

組織別の内訳は、以下のとおりである。

局等	件数等
政策企画局	180
子供政策連携室	0
総務局	2,642
財務局	1,466
デジタルサービス局	22
主税局	10,631
生活文化スポーツ局	1,732
都市整備局	1,430
住宅政策本部	897
環境局	532
福祉保健局	18,351
産業労働局	4,702
中央卸売市場	975
建設局	7,913
港湾局	808
会計管理局	29
交通局	1,984
水道局	5,727
下水道局	7,654
教育庁	1,995
選挙管理委員会事務局	0
人事委員会事務局	42
監査事務局	130
労働委員会事務局	11
収用委員会事務局	0
令和4年度 計	69,853
(参考)令和3年度 計	59,261
(参考) 増減数	10,592
(参考) 増減率(%)	17.9

- (注) 1 東京都文書総合管理システムにおける件数。同システムを利用しない局等については、下表のとおり。
 - 2 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会は産業労働局の内数、固定資産評価審査委員会は主税局の内数としている。

<東京都文書総合管理システム利用外の局等>

局等	件数等
公安委員会	0 ファイル
警視庁	2,819 件
東京消防庁	552 件
東京都公立大学法人	0 件
東京都立産業技術研究センター	0 件
東京都健康長寿医療センター	0 件
東京都病院機構	0 件

(注) 公安委員会においては、ファイル単位での管理であるため、単位はファイル数としている。

(4) 公文書館への移管件数

実施機関は、歴史公文書等(歴史資料として重要な公文書その他の文書)に該当する公文書については、保存期間満了後、公文書館に移管するものとされている(条例第7条第2項、第10条第1項)。

知事部局では、保存期間満了後の措置として公文書館に移管することが定められ、又は公文書館への移管の求めに応じることとされた公文書を、保存期間が満了した年度の翌年度中に公文書館に移管するものとされている(東京都文書管理規則(平成11年東京都規則第237号。以下「規則」という。)第49条第1項)。

令和4年度は、各実施機関から7,393件の公文書が移管されている。

(注) 上記の件数には、東京都文書総合管理システムに登録されない帳票、史資料等を含む。

(5) その他

① 保存期間を延長した公文書の件数

実施機関は、必要があると認めるときは、公文書の保存期間を延長することができるとされている(条例第10条第2項)。

具体的には、現に監査、検査等の対象となっている公文書、契約や協定締結等に関する公文書で次期改正時期まで保存が必要なもの等が該当する。

各実施機関が、令和4年度に保存期間を延長した公文書は、全体で1,642件となっている。

令和4年度	令和3年度	増減数
1,642	1,119	523

② 滅失した公文書の件数

実施機関は、公文書について、当該公文書の保存期間が満了する日までの間、適切 に保存しなければならないとされている(条例第8条)。

令和4年度において、保存期間満了前の誤廃棄等が判明したものが、全体で48件 あった。

当該事案については、局の庶務主管課長等への通知等、必要な事務処理を行うとと もに、必要な保存期間の確認等、公文書としての適正な管理について所属内の意識啓 発を図るなど、再発防止に向けた措置がとられている。

令和4年度	令和3年度	増減数
48	29	19

③ 保存期間満了前に特別の必要が生じて廃棄手続をした公文書の件数

令和4年度において、特別の必要が生じたことにより、保存期間が満了する日の前に公文書を廃棄の手続をした事案が、全体で477件あった。

具体的には、特別区の児童相談所設置市への移行に伴い関係公文書について廃棄 扱いとした上で当該区に引き継いだ事案等がある。

なお、当該事案については、局の庶務主管課長の承認を得る等の必要な手続をとった上で、廃棄を行っている。

令和4年度	令和3年度	増減数
477	973	△ 496

4 公文書管理に係る研修の実施状況について

実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために 必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行わなければなら ないものとされている(条例第4条第1項)。

令和4年度の、各実施機関における上記研修の実施状況は、以下のとおりである。

東京都職員研修所が実施する研修は、各職層における新任職員を、総務局総務部文書課が実施する研修は、各局等の文書事務担当者を対象として行われたものである。

また、各局等において、新規採用職員、他局からの転入職員、各課文書取扱主任等を対象に、組織の実状に応じた研修が行われている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、集合研修に替えてオンライン開催 及び書面開催によるものが多く実施された。

実施主体	種別	実施回数(回)	延べ参加者数(人)
東京都職員研修所	統括課長代理研修	2	139
来	課長代理研修	10	605
総務局総務部文書課	文書事務講習会	1	28
松伤问秘伤印入音味	総務局実務研修(文書事務)	1	49
各局等	文書事務、文書審査研修等	90	4,104
	令和4年度 計	104	4,925
	(参考) 令和3年度 計	107	5,564
	(参考) 増減数	\triangle 3	△ 639
	(参考) 増減率(%)	\triangle 3	\triangle 12

(注) オンライン開催又は書面開催のため参加者を把握していないもの(受講登録不要のもの)は、実施回数のみ計上している。

このほか、e ラーニングの実施や、上記研修の参加者による職場内研修、説明会等の取組も実施された。

5 公文書管理に係る点検の実施状況について

(1) 点検の実施状況

実施機関は、毎年度、公文書の管理状況を点検し、必要な措置を講じなければならないとされている(条例第12条)。

令和4年度の、各実施機関における点検の実施状況は、以下のとおりである。

原則として課を単位として実施することとし、対象となる 2,126 課等の全てにおいて実施された。

課等の数	実施した課等の数			
		実施回数		
		1回	2回	3回以上
2,126	2,126	1,638	459	29

主な点検の内容は、以下のとおりである。

- ・ 重要な事案について経過資料を作成するとともに、起案文書への添付等を行って いるか。
- ・ 公文書の保存期間について、適切に設定するとともに、必要に応じて見直しを行っているか。
- ・ 秘密文書(紙文書)について、施錠できるロッカー等に厳重に保管しているか。
- ・ 公文書を廃棄するときは、公文書の件名、廃棄する日、廃棄の方法等を記載した 起案文書によって、廃棄する旨の決定をしているか。
- ・ 紙文書を廃棄する場合、移管対象文書が含まれていないことを確認した上で現物 の廃棄を行っているか。
- ・ 文書総合管理システムにおいて、登録、保存等の処理が未了の公文書について、 課内文書一覧等を定期的に確認し、課内文書の状況を把握しているか。
- ・ 文書総合管理システムにおいて、「公開件名」を適切に設定しているか(公開すべきでない情報が含まれていないか。)。

(2) 主な改善事例

点検の結果、以下のような事例が判明した。

主な事例	改善状況	
文書総合管理システムにおいて、未保存文	担当者に保存処理を依頼するとともに、今後	
書が多数存在した。	は定期的に文書の保存状況を確認し、処理	
音が多数付任した。	依頼を行っていくこととした。	
文書公開決定の処理が、定期的に行われて	毎月1回程度を目安に文書の公開決定を行う	
いない部署が存在した。	よう、周知を行っていくこととした。	
常用指定及び終了予定日について、文書総	文書総合管理システム上の情報の修正を行う	
合管理システムへの登録が行われていないも	とともに、常用についてはシステムへの入力	
のがあった。	が必要である旨を再周知した。	
廃棄決定済みの紙文書について、廃棄が行	適切に廃棄処理を行うとともに、公文書の廃	
われていないものがあった。	棄に係る手続について再周知した。	

このような事例が見受けられた課においては、改善措置が実施され、令和4年度末時点において、概ね適正な管理状況となっている。

総務局総務部文書課文書指導担当

03-5388-2329